

令和3年度
太田市下水道事業審議会
(第2回)

太田市公共下水道全体計画区域の見直し
について

【目 次】

1. 下水道全体計画区域について
2. 全体計画の見直しについて
3. 見直しの結果について
4. 下水道未普及地域の整備について

1. 下水道全体計画区域について

本市における公共下水道事業は、昭和41年に単独公共下水道に着手して以降、東毛流域関連下水道として、新田処理区を平成4年、西邑楽処理区を平成5年、佐波処理区を平成23年にそれぞれ着手し、下水道施設の整備を進めてきました。

現在の太田市の公共下水道の全体計画区域は、市街化区域とその周辺部の区域を含めた5,772.1haとなっており、このうち2,563.5haを事業計画区域として下水道の整備を実施しています。

全体計画区域	将来的に公共下水道で汚水を処理する区域として位置付けた区域
事業計画区域	全体計画区域のうち、概ね5年から7年以内を目標に下水道の整備を実施する区域

※ 〈別紙の下水道全体計画区域図 (P4)、下水道事業計画区域図 (P5)〉参照

2. 全体計画の見直しについて

1) 全体計画見直しの背景

太田市公共下水道の全体計画区域は、市街化区域とその周辺部の区域を含めた5,772.1haの区域のうち、令和2年度月末時点の下水道整備面積は2,107.06haとなっており、全体計画区域のうち3,665.04haが未整備区域となっています。現在の事業ベース(約26ha/年)で施工した場合、整備が完了するまでに約140年かかると想定されます。

【令和2年度末時点 全体計画区域に対する下水道整備状況】

	処理区	処理場	供用 開始	全体計画 面積(ha)	整備済 面積(ha)	整備率 %
単独公共	中央第1処理区	太田中央第一浄化センター 太田市古戸町 1113	S47	1,770.0	1,250.46	70.65
	中央第2処理区	太田中央第二浄化センター 太田市古戸町 25-1	H3			
流域関連	新田処理区	利根備前島水質浄化センター 太田市備前島町 42-1	H12	2,773.1	551.50	19.89
	西邑楽処理区	西邑楽水質浄化センター 邑楽郡千代田町舞木 1200-1	H18	1,070.0	286.37	26.76
	佐波処理区	平塚水質浄化センター 伊勢崎市境平塚 99-1	H20	159.0	18.73	11.78
合 計				5,772.1	2,107.06	36.50

※ 〈別紙の下水道事業整備区域図 令和2年度末(P6)〉参照

2) 全体計画見直しの基本方針

本市の下水道の全体計画区域は、既存の市街化区域を基本としながら、市街化調整区域内の既存集落の一部を取り込んで区域設定をしています。

しかし、国や群馬県が掲げる「10年概成に向けた効率的な汚水処理施設整備」注①や「群馬県汚水処理計画」注②では、今後予想される人口減少を踏まえ、事業が未着手の地域について汚水処理施設整備を見直し、早期の普及率向上を目指すことが方針として示されています。

また、下水道施設の老朽化への対応や、今後も進行する人口減少による使用料収入の減少など、財政面での厳しさが増していくことが予想されるため、効率的な下水道整備の観点から抜本的な計画区域の見直しを行うものとししました。

注① …下水道区域など見直しを行い、中期目標として10年程度(令和8年度末)を目途に汚水処理施設の概成を目指す。

注② …汚水処理人口普及率向上のため、下水道、農業集落排水、合併浄化槽などの汚水処理施設の特徴を生かし、効率的かつ適切に整備できるよう各地域の状況にふさわしい汚水処理施設を定めた計画(下水道と浄化槽のベストミックスの更なる推進など)

《今回の計画見直しの基本な考え方》

⇒ 未整備となっている区域のうち、人口が集中しており、公共下水道を整備することで得られる投資効果が高い「市街化区域」は、これまでどおり公共下水道整備対象区域とする。

⇒ 未整備となっている区域のうち、人口密度が低く、公共下水道を整備するよりも個別処理(合併浄化槽)による整備が有利と考えられる「市街化調整区域」は合併浄化槽で汚水処理をする区域とする。

3. 見直しの結果について

見直し結果の概要

① 見直し後の下水道全体計画区域

区域面積 5,772.1ha から 3,879ha へ縮小する計画とする。(約 33%の縮小)

② 計画目標年次

上位計画や10年概成計画との整合を図り、令和8年度とする。

③ 計画人口

上位計画である利根川流総計画との整合を図った。

計画行政人口	194,690 人
計画区域内人口	132,290 人

【各処理区の見直し後の面積】

(単位：ha)

	処理区	既計画面積	見直し後面積	変更面積	備考
単独公共	中央第1処理区	1,770.0	1,656.9	▲113.1	令和3年度 一部市街化区域編 入予定あり
	中央第2処理区				
流域関連	新田処理区	2,773.1	1,421.6	▲1,351.5	
	西邑楽処理区	1,070.0	762.0	▲308.0	
	佐波処理区	159.0	38.5	▲120.5	
合 計		5,772.1	3,879.0	▲1,893.1	

※ 〈別紙の見直し後の下水道全体計画区域図（案）（P7）〉参照

4. 下水道未普及地域の整備について

下水道の全体計画区域を見直し後においても未整備地域が多く残っているため、今後も人口・効率性・収益性などの視点から投資効果の高い地区を優先し、整備を進めていきます。

また、今後も社会情勢の変化、財政状況等により、下水道の整備地域については見直す場合もあります。